

口 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注					注	注	注	注	
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数 及び入院患者の 数が入院患者の 定員を超える場合	看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合 又は	看護師が基準に 定められた看護職 員の員数に20/100 を乗じて得た数未 満の場合 又は	僻地の医師確保 計画を届出たもので、 医師の数が基準に 定められた医師の員 数に60/100を乗じ て得た数未満である 場合 又は	僻地の医師確保 計画を届出たもので、 医師の数が基準に 定められた医師の員 数に60/100を乗じ て得た数未満である 場合	施設基準の区分 による療養環境減算	医師の配置について 医療法施行規則第49 条の規定が適用され ている場合	夜勤を行う職員の 勤務条件に関する基 準の区分による加算	利用者に対して送迎 を行う場合
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費	a 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)看護<6:1>介護<4:1>(従来型個室)	要支援 (000 単位)	-25 単位	×70/100			-12 単位		療養病床療養環境減算(Ⅰ) -15 単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23 単位	片道につき +184 単位
		要介護1 (000 単位)									
		要介護2 (000 単位)									
		要介護3 (000 単位)									
		要介護4 (000 単位)									
	b 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)看護<6:1>介護<4:1>(多床室)	要支援 (000 単位)									
		要介護1 (000 単位)									
		要介護2 (000 単位)									
		要介護3 (000 単位)									
		要介護4 (000 単位)									
	c 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)看護<6:1>介護<5:1>(従来型個室)	要支援 (000 単位)									
		要介護1 (000 単位)									
		要介護2 (000 単位)									
		要介護3 (000 単位)									
		要介護4 (000 単位)									
d 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)看護<6:1>介護<5:1>(多床室)	要支援 (000 単位)										
	要介護1 (000 単位)										
	要介護2 (000 単位)										
	要介護3 (000 単位)										
	要介護4 (000 単位)										
(2) 小規模生活単位型病院療養病床短期入所療養介護費	(一) 小規模生活単位型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)(ユニット型個室)	要支援 (000 単位)			×70/100	×90/100					
		要介護1 (000 単位)									
		要介護2 (000 単位)									
		要介護3 (000 単位)									
		要介護4 (000 単位)									
	(二) 小規模生活単位型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)(ユニット型準個室)	要支援 (000 単位)					×90/100				
		要介護1 (000 単位)									
		要介護2 (000 単位)									
		要介護3 (000 単位)									
		要介護4 (000 単位)									

注 栄養管理の評価

(2) 特定診療費

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注		
(1)診療所療養病床短期入所療養介護費	(一)診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6.1>介護<6.1> (従来型個室)	a	要支援 (000単位) 要介護1 (000単位) 要介護2 (000単位) 要介護3 (000単位) 要介護4 (000単位) 要介護5 (000単位)	×70/100	診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ) -50単位 診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ) -90単位	片道につき +184単位	
		b	要介護1 (000単位) 要介護2 (000単位) 要介護3 (000単位) 要介護4 (000単位) 要介護5 (000単位)				
		a	要支援 (000単位) 要介護1 (000単位) 要介護2 (000単位) 要介護3 (000単位) 要介護4 (000単位) 要介護5 (000単位)				
		b	要介護1 (000単位) 要介護2 (000単位) 要介護3 (000単位) 要介護4 (000単位) 要介護5 (000単位)				
		a	要支援 (000単位) 要介護1 (000単位) 要介護2 (000単位) 要介護3 (000単位) 要介護4 (000単位) 要介護5 (000単位)				
	(二)診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3.1>	b	要介護1 (000単位) 要介護2 (000単位) 要介護3 (000単位) 要介護4 (000単位) 要介護5 (000単位)				
		a	要支援 (000単位) 要介護1 (000単位) 要介護2 (000単位) 要介護3 (000単位) 要介護4 (000単位) 要介護5 (000単位)				
		b	要介護1 (000単位) 要介護2 (000単位) 要介護3 (000単位) 要介護4 (000単位) 要介護5 (000単位)				
		a	要支援 (000単位) 要介護1 (000単位) 要介護2 (000単位) 要介護3 (000単位) 要介護4 (000単位) 要介護5 (000単位)				
		b	要介護1 (000単位) 要介護2 (000単位) 要介護3 (000単位) 要介護4 (000単位) 要介護5 (000単位)				
	(2)小規模生活単位型診療所療養病床短期入所療養介護費	(一)小規模生活単位型診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) (ユニット型個室)	a				要支援 (000単位) 要介護1 (000単位) 要介護2 (000単位) 要介護3 (000単位) 要介護4 (000単位) 要介護5 (000単位)
			b				要介護1 (000単位) 要介護2 (000単位) 要介護3 (000単位) 要介護4 (000単位) 要介護5 (000単位)
(二)小規模生活単位型診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) (ユニット型個室)		a	要支援 (000単位) 要介護1 (000単位) 要介護2 (000単位) 要介護3 (000単位) 要介護4 (000単位) 要介護5 (000単位)				
		b	要介護1 (000単位) 要介護2 (000単位) 要介護3 (000単位) 要介護4 (000単位) 要介護5 (000単位)				
注 栄養管理の評価							
(2) 特定診療費							

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目